

約 定（ゆうちょ銀行を除く）

- （１） 私が堺市に納めるべき国民健康保険料の納付書等が堺市から貴行に送付されたときは、貴行において、振替指定日に指定口座から私に通知することなく、納付書等に記載の金額を振替納付してください。
- （２） 預貯金の払出手続については、当座勘定約定書、普通預金約定、又は貯金規定にかかわらず、小切手の振出又は預貯金通帳、及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。貴行所定の方法で処理してください。
- （３） この口座振替又は自動払込による納付にかかる領収書の発行については、請求いたしません。
- （４） 指定口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく、堺市にその納付書等を返却されても異議はありません。
- （５） この口座振替又は自動払込契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解約されても異議はありません。
- （６） この口座振替又は自動払込契約を解約する場合には、私から貴行及び堺市へ連絡します。
- （７） この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、貴行に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。